

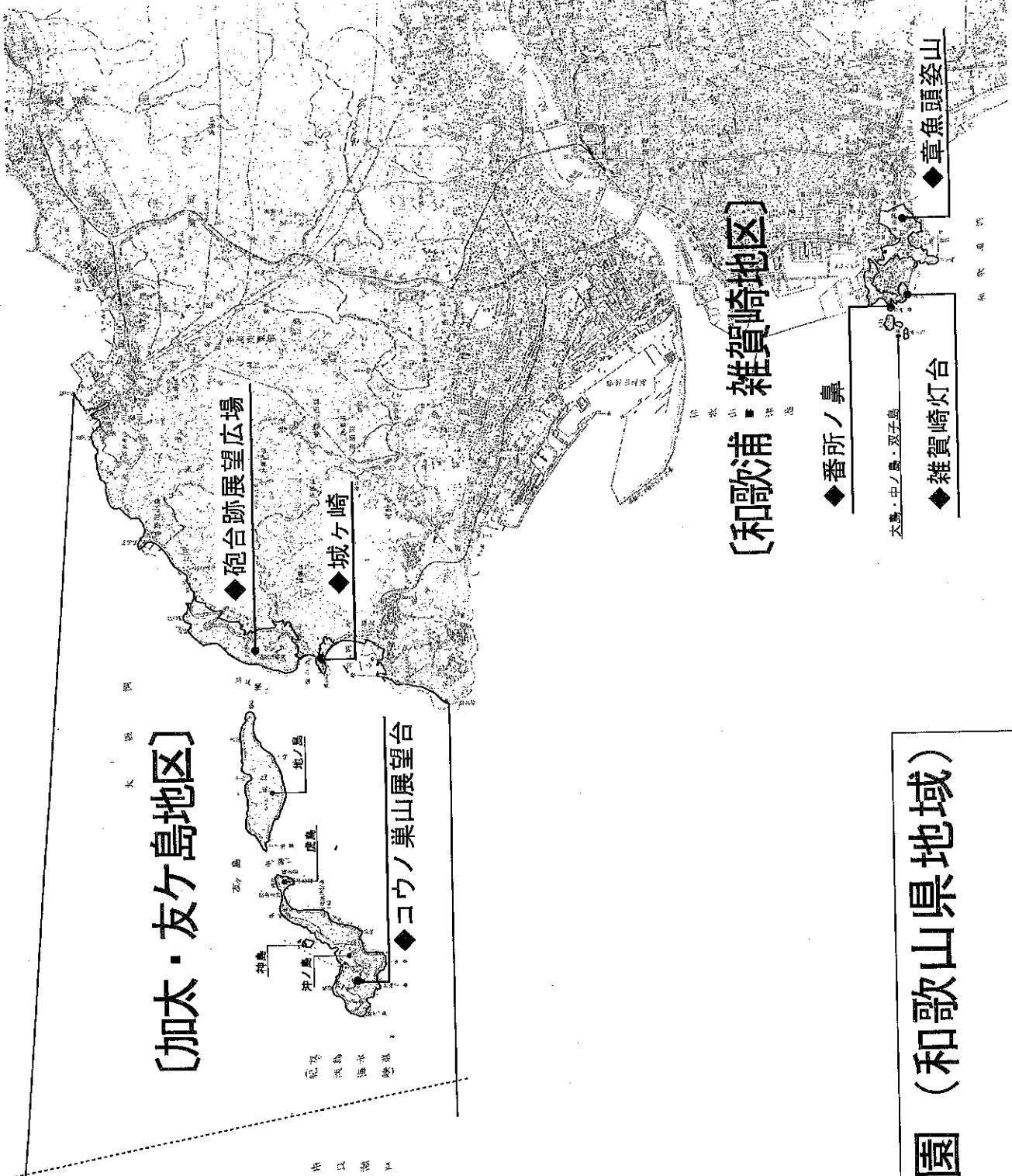
瀬戸内海国立公園（和歌山県地域） 管 理 計 画 書

平成18年2月

環境省

近畿地方環境事務所

瀬戸内海国立公園管理計画作成方針	1
和歌山県地域 管理計画作成方針	1
管理計画改定方針	2
第1 管理計画区の概要	4
1 管理計画区区分	4
2 管理計画区の概要	4
3 公園計画	6
4 瀬戸内海国立公園和歌山県地域指定及び計画の経緯	7
第2 管理の基本方針	8
1 管理方針	8
2 保全対象と取扱基本方針	9
3 主要な展望地と展望対象	13
第3 風致・景観の管理に関する事項	14
1 許可・届出等取扱方針	14
2 公園事業取扱方針	22
3 違反の未然防止	26
第4 地域の開発、整備に関する事項	27
1 各地区の整備方針	27
2 リゾート開発との調整	27
3 一般公共事業との調整	27
第5 土地及び事業施設の管理に関する事項	28
1 国有財産の管理	28
2 公園事業施設の管理	28
第6 利用者の指導に関する事項	29
1 自然とのふれあいの推進	29
2 監視・指導	29
3 利用者の安全対策	29
第7 地域の美化修景に関する事項	30
1 美化清掃	30
2 野立広告物の取扱い	30
第8 各種団体との連携に関する事項	31
第9 その他	31
<関係資料>	32
別記1 修景緑化指針	32
別記2 瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱い上の留意事項	37
別記3 瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針	38
別記4 関係法令等一覧	39
別記5 許認可申請書決裁ルート	42
管理計画検討会名簿	43
検討経緯	43



[加太・友ヶ島地区]

◆抱合跡展望広場

◆城ヶ崎

◆コウノ巣山展望台

〔和歌浦・雜賀崎地区〕

◆番所ノ鼻

◆章魚頭姿山

◆雜賀崎灯台

瀬戸内海国立公園（和歌山県地域） 管理計画区

◆：主要な展望地



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである（承認番号 平17近復、第249号）。

瀬戸内海国立公園管理計画作成方針

瀬戸内海国立公園は、昭和9年3月16日、備讃瀬戸地域を中心に日本で最初の国立公園として指定され、その後数次にわたる追加指定により、紀淡、鳴門、関門及び豊予の4海峡で囲まれた瀬戸内海のおよそ半分がその区域となった。その陸域面積は、62,791ha（平成16年3月現在）となっている。

瀬戸内海の景観は、静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の浜、散在する漁港、段々畑等、自然と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い多島海景観である。瀬戸内海国立公園の区域は、この瀬戸内海の景観のうち、多島海景観及び瀬戸内海景観に重点を置いて選定され、そのほかに、内海部と一体となってこれらの景観を構成する本土部分、海水浴場、展望地等の本公園にふさわしい利用拠点、瀬戸内海の縁辺にあって極めて利用性の高い地域及び海面が選定されている。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる大規模臨海工業地帯の出現、漁港、港湾の近代化、塩田の消滅、島全体を覆いつくすようなミカン畑の造成、松枯れによる森林・海浜景観の変化、そして、地域住民の一部都市圏への集中と離島等による過疎・高齢化といった経済、社会環境の変化の中で、自然、人文にわたる景観の著しい変化を経験してきた。また、近年は、巨大な渡海橋、四国横断自動車道等の整備が相次ぎ、全国的にブームとなつたリゾート開発は、地域活性化の切り札とされ、瀬戸内海国立公園にも押し寄せた。

このような状況の中で、変化しつつある地域の経済、社会環境等を的確に把握し、国立公園の保護と利用を図っていくことは、ますます重要な課題となってくる。

瀬戸内海国立公園の現地管理は、中国四国地方環境事務所、九州地方環境事務所（大分県地域、福岡県地域）及び近畿地方環境事務所（兵庫県地域、和歌山県地域）が各県と協力し、市町村その他関係機関、関係団体及び住民の協力も適宜得ながら行っているが、これを一層適正かつ円滑に行うため、関係機関、関係団体、学識経験者等の意見を踏まえた明確な方針の下に管理の徹底を図ることが重要である。かかる認識の下に、瀬戸内海国立公園においては、地域毎に管理計画を作成することとする。

和歌山県地域 管理計画作成方針

和歌山県地域は瀬戸内海国立公園の東端にあたり、紀淡海峡に浮かぶ友ヶ島（沖ノ島及び地ノ島）と周辺海域並びにその東方の本州海岸部から成る。

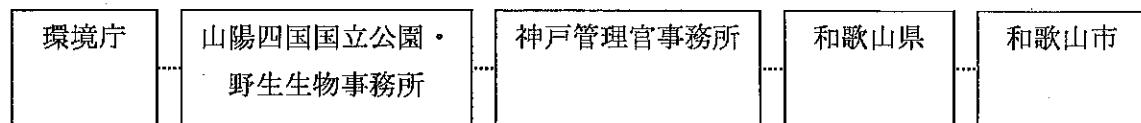
瀬戸内海国立公園（和歌山県地域）管理計画は、当地域の特色、国立公園の管理の実態及び課題を踏まえ、風致・風景の管理、公園事業の取扱い、地域の開発・整備への対処、利用者指導、美化清掃、行政間の円滑な調整等について、取扱方針をできるだけ明確にし、現地管理の指針とするため、平成7年3月に作成された。

管理計画改定方針

管理計画作成後、平成9年に利用計画の変更、平成16年に公園計画の点検を行った。公園区域の変更はなく、公園計画にも変更はなかったものの、管理計画作成から10年が経過し、管理体制が変わるなどの状況変化もあったことから、点検終了の機会に改定を行うものである。

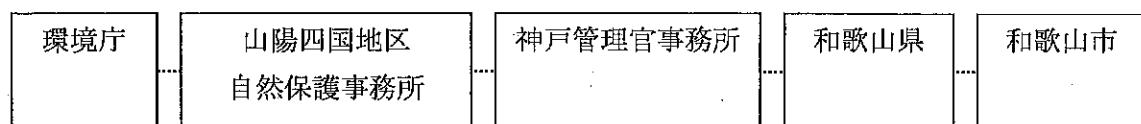
(参考) 管理体制の変化

■平成 7 年 3 月 (管理計画作成時)



<機関委任事務>

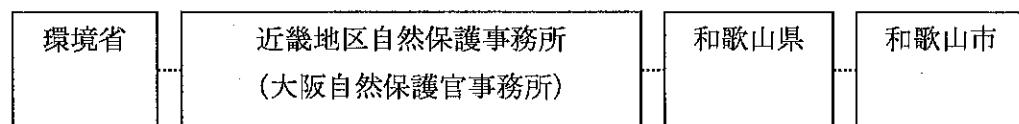
■平成 12 年 4 月～ 地方分権／自然保護事務所への改組



<法定受託事務>

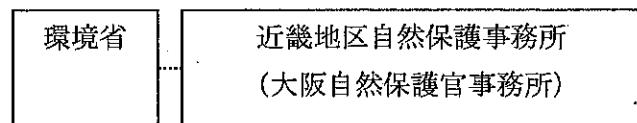
■平成 13 年 1 月～ 環境省発足

■平成 14 年 5 月～ 近畿地区自然保護事務所の大坂移転に伴い、和歌山県地域の担当替

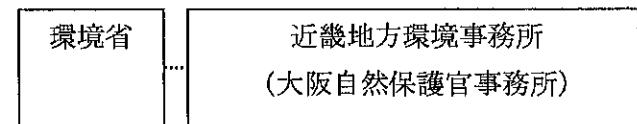


■平成 15 年 4 月～

<直接事務へ>



■平成 17 年 10 月～



第1 管理計画区の概要

1 管理計画区区分

行政区域が和歌山市の一市であり、面積が 482ha と小規模であることから、1 管理計画区とする。

2 管理計画区の概要

地質

・加太・友ヶ島地区

中央構造線の北側に位置し、和泉層群と呼ばれる砂岩・頁岩の互層や砂岩層から成り、中生代白亜紀のアンモナイト、イノセラムス、コダイアマモ等の化石がみられる。

・和歌浦・雜賀崎地区

中央構造線の南側に位置し、三波川変成帯の結晶片岩類が造る海食崖や海食洞等特色ある自然景観を形造っている。

植生

・加太・友ヶ島地区

大部分は、クロマツの混生したヤブツバキ、スダジイ、ヤマモモ、ウバメガシ等の常緑広葉樹林に被われている。また、友ヶ島にある深蛇池には熱帶性シダのテツホシダが自生する一方、県の天然記念物に指定されている寒地性のオオクグも生育している。

・和歌浦・雜賀崎地区

大部分は、クロマツを含む二次林で、ヤブツバキ、ヤブニッケイ、カクレミノ、シリダモ等の常緑広葉樹が混生している。

野生動物

地ノ島はクロサギやキアシシギなどの海鳥の採餌場や渡りの中継地となっている。

沖ノ島には、野生化したタイワンリス、タイワンジカ等が見られる。

その他の自然現象・景観

友ヶ島周辺には瀬戸があり、潮の干満時の潮流が激しい。また、加太、雜賀崎、和歌浦付近は夕日展望の名所として知られている。

人文景観

加太・友ヶ島周辺には、砲台跡等旧軍施設の遺構が残されており、往時の記念物的施設となっている。友ヶ島には明治5年に全国で8番目に建築された灯台や、觀念窟などの修驗道の行場がある。

和歌浦地区には、紀州藩の海防のための番所跡や、漁村風景（区域外）が見られる。

利用の概要

・加太・友ヶ島地区

加太集団施設地区を中心として内海・瀬戸景観の展望、自然探勝、夏期を主とする磯遊び、海水浴、釣魚、キャンプ、ハイキング等の利用がなされている。

・和歌浦・雜賀崎地区

島しょ景観の展望や一般観光を主とする。

3 公園計画

(1) 保護計画

(単位 : h a)

	第1種	第2種	第3種	計
和歌山市	6	315	161	482

(2) 利用計画及び公園事業執行状況

利用計画	執行事業名	未執行事業名
加太集團施設地区	加太野営場 加太園地 加太道路（車道） 加太宿舎 加太運動場	
園地	沖ノ島園地 雜賀崎園地	章魚頭姿山園地
宿舎	雜賀崎宿舎	沖ノ島宿舎
野営場	沖ノ島野営場	
道路（車道）	加大大川線車道	
道路（歩道）		休暇村大川峠線歩道 雜賀崎海岸線歩道 近畿自然歩道
運輸施設 (係留施設)		沖ノ島係留施設
運輸施設 (索道運輸施設)		章魚頭姿山線索道

4 瀬戸内海国立公園和歌山県地域指定及び計画の経緯

(1) 公園区域

昭和 25 年 5 月 18 日	厚生省告示第 145 号	公園区域の追加指定（陸域）
昭和 31 年 5 月 1 日	厚生省告示第 104 号	海面区域の追加指定
昭和 38 年 3 月 9 日	厚生省告示第 95 号	加太地区の追加指定 (14. 5ha)
昭和 57 年 2 月 17 日	環境庁告示第 13 号	区域の一部削除 (△7ha)
平成 3 年 7 月 26 日	環境庁告示第 38 号	区域の一部削除 (△5ha)
平成 16 年 4 月 16 日		点検終了、変更なし

(2) 保護計画

昭和 32 年 10 月 23 日	厚生省告示第 341 号	公園計画決定
	厚生省告示第 343 号	特別地域指定
昭和 38 年 3 月 9 日	厚生省告示第 96 号	公園計画決定（加太地区）
	厚生省告示第 98 号	特別地域指定（加太地区）
昭和 57 年 2 月 17 日	環境庁告示第 14 号	公園計画一部変更（一部削除）
	環境庁告示第 15 号	特別地域区域変更（一部削除）
平成 3 年 7 月 26 日	環境庁告示第 39 号	公園計画一部変更（一部削除）
	環境庁告示第 40 号	特別地域区域変更（一部削除）
平成 16 年 4 月 16 日		点検終了、変更なし

(3) 利用計画

昭和 29 年 2 月 18 日	厚生省告示第 41 号	由良・友ヶ島集団施設地区の指定
昭和 38 年 3 月 9 日	厚生省告示第 97 号	由良・友ヶ島集団施設地区を由良集団施設地区と加太・友ヶ島集団施設地区に分割
	厚生省告示第 99 号	加太・友ヶ島集団施設地区区域指定
昭和 38 年 4 月 6 日	厚生省告示第 171 号	詳細計画決定
平成 3 年 7 月 26 日	環境庁告示第 41 号	加太集団施設地区と名称変更、沖ノ島を削除
平成 9 年 12 月 16 日	環境庁告示第 89 号	近畿自然歩道線道路（歩道）を追加
平成 16 年 4 月 16 日		点検終了、変更なし

第2 管理の基本方針

1 管理方針

① 多島海、瀬戸景観の保護

瀬戸内海の重要な景観である多島海及び瀬戸景観を保全する。特に、主要展望地から望見されるものについては、地形や植生を中心に極力現状の保全を図る。

② 自然海岸の維持

瀬戸内海全体で見ても、自然海岸は年々減少の一途をたどっている状況にかんがみ、国立公園、特に特別地域地先の自然海岸は極力現状の維持に努める。

③ 照葉樹林の保全

局部的にしか見られなくなった照葉樹林の保全を図るほか、可能なところについてはその復元を推進する。

④ 松林の保全

松林が景観の重要な構成要素になっているところについては、その保全に配意する。

⑤ 貴重な動植物の生育環境の保全

本地域が分布の北限又は南限になっている等、貴重な動植物の生育環境を保全する。

⑥ 海域の汚染防止等

国立公園内の各種行為が、海域の汚染防止に配意しているかどうかをチェックし、必要な指導を行う。また、海岸等のごみ対策について検討を行う。

⑦ 利用形態と施設整備

本地域は良好な展望地であり、大都市近郊のレクリエーションの場所として、通年多くの利用者が訪れている。

集団施設地区においては、当地域の自然資源を有効に活用した自然とのふれあいを推進するために園地、野営場、歩道等を整備し適正な利用を図る。

大都市近郊にありながら自然度の高い地ノ島については、エコツアーや等の保全的な利用の在り方を今後検討する。

⑧ 住民生活との調整

地域住民の生活に不可欠な行為については、その必要性を考慮し風致及び風景との調和を図る。

2 保全対象と取扱基本方針

特色のある景観、貴重な動植物及び特色のある地形地質等について、その保全対象地と取扱方針を定め、適切な保護管理に努める。

保全対象	概要	取扱方針
神島 双子島 大島 中ノ島	<p>クロマツを主体にウバメガシ等の常緑広葉樹が混生する自然性の高い植生に覆われた小島しょであり、内海多島景観の重要な構成要素となっている。</p> <p>(第1種特別地域)</p>	自然植生及び自然海岸を厳正に保護する。
沖ノ島 地ノ島	<p>①地形、地質 白亜系和泉層群友ヶ島累層の砂岩頁岩互層及び礫岩層から成り、地層の傾斜を反映したケスタ地形を成す。アンモナイト、イノセラムス、コダイアマモ等の化石を産出する。(厚層砂岩は和歌山城の石垣に用いられ、島内には採石のノミの跡(矢跡)もみられる。) 沖ノ島には淡水の海跡湖(深蛇池)が見られる。</p> <p>*「友ヶ島」、「深蛇池」 • 和歌山県R D B 地形Cランク • 環境庁第3回自然環境保全基礎調査 「自然景観資源」</p> <p>②植生 沖ノ島:北西部にはスダジイーシロダモ群落、ヤマモモーやブツバキ群落などの自然林が見られる。深蛇池には湿地性のヒトモトスキ群落、ヨシ群落及びヒメガマ群落がみられ、テツホシダ、サン</p>	<p>地形及び植生等、島の景観保全に努める。</p> <p>沖ノ島における外来生物による影響については、関係機関と緊密な連携を図りつつ、現状把握を行った上で植生の保全及び再生に努める。</p>

	<p>ショウモ、イトタヌキモなど希少種が生育する。また、池の周辺にはトサムラサキが生育する。</p> <p>タイワンジカの摂食による林床植生の減少、タイワンリスによる樹皮の食痕など、外来生物による植生への影響が見られる。</p> <p>地ノ島：旧軍用地として人手が入った後無人島となっているため、長期間人為的な影響を受けない発達した二次林（ヒメユズリハーヤブニッケイ群落）がみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> *「友ヶ島の自然林」 ・県RDB植物群落 ・第5回自然環境保全基礎調査「特定植物群落」 <ul style="list-style-type: none"> *「友ヶ島の深蛇池植物群落」 ・県RDB植物群落 ・県天然記念物 ・第5回自然環境保全基礎調査「特定植物群落」 <ul style="list-style-type: none"> *「テツホシダ」、「サンショウモ」、「トサムラサキ」 ・県RDB植物EN <ul style="list-style-type: none"> *「イトタヌキモ（ミカワタヌキモ）」 ・県RDB植物EN ・環境省RDB（H12）維管束植物EN <p style="text-align: center;">(第2種特別地域)</p>
--	---

保全対象	概要	取扱方針
加太・深山の海岸林	<p>大部分はウバメガシやヤブニッケイが優占する二次林で、海岸崖地にはウバメガシ、トベラ、マサキが優占する常緑広葉樹林（自然林）が見られる。</p> <p style="text-align: center;">(第2種特別地域)</p>	植生の保全に努める。
城ヶ崎海岸の海食台	<p>和泉層群加太累層の砂岩頁岩互層からなり、南西に伸びる海食台は、頁岩部が侵食されて凹凸の洗濯板状をなす。堆積構造のソールマーク（底痕）がよく観察できる。イノセラムスやウニの化石を産出する。</p> <p>*「城ヶ崎海岸」 • 和歌山県R D B 地形Dランク • 環境庁第3回自然環境保全基礎調査「自然景観資源」</p> <p style="text-align: center;">(第2種特別地域)</p>	自然海岸の保全に努める。
雑賀山 (章魚頭姿山及び高津子山)	<p>三波川変成帯の泥質ないし砂質片岩及び塩基性片岩から成り、山腹にはクロマツを上層木として常緑広葉樹が混生し、比較的自然度の高い植生に被われている。</p> <p style="text-align: center;">(第2種特別地域)</p>	植生の保全に努める。

和歌浦・雑賀崎の海食崖（鷹ノ巣）	<p>雑賀崎から新和歌浦まで延長 1.6 km、比高 50m で、基盤岩は三波川帯の結晶片岩類で、緑色の塩基性片岩や白黒縞模様の泥質片岩などが独特的の景観を形成している。</p> <p>鷹ノ巣の断崖には上人窟と称される高さ約 13m、幅約 5m、奥行き約 15m の海食洞が見られる。</p> <p>* 「和歌浦・雑賀崎海岸」 • 和歌山県 R D B 地形 C ランク • 第 3 回自然環境保全基礎調査「自然景観資源」</p> <p>* 「上人窟」 • 和歌山県 R D B 地形 C ランク • 県指定文化財 • 第 3 回自然環境保全基礎調査「自然景観資源」</p>	<p>海食崖の保全に努める。</p>
------------------	--	--------------------

* 県 R D B : 「保全上重要なわかやまの自然－和歌山県レッドデータブック」(平成 13 年 3 月、和歌山県)

3 主要な展望地と展望対象

代表的な展望地と展望対象を定め、その景観保全のため、国立公園区域内において展望対象の保全、通景線の確保などの適切な管理を行うこととする。

	主要な展望地	主要展望対象
加太地区	砲台跡展望広場	・紀淡海峡及び友ヶ島
	城ヶ崎	・紀淡海峡及び友ヶ島
友ヶ島地区	コウノ巣山展望台	・紀淡海峡
雑賀崎・和歌浦地区	雑賀崎灯台	・紀伊水道 ・大島、中ノ島及び双子島を含む雑賀崎・和歌浦の海岸線
	章魚頭姿山	・紀伊水道 ・大島、中ノ島及び双子島を含む雑賀崎・和歌浦の海岸線
	番所の鼻	・大島、中ノ島及び双子島を含む雑賀崎・和歌浦の海岸線 ・トンガの鼻

第3 風致・景観の管理に関する事項

1 許可・届出等取扱方針

(1) 特別地域に係る取扱方針

次によるほか、下表の取扱方針によって運用する。

- ・ 「自然公園法施行規則（昭和32年10月11日厚生省令第41号）」第11条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・ 「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方針について（平成15年4月1日付環自国第133号自然環境局長通知）」
- ・ 「国立公園の許可、届出等の取扱要領について（平成15年3月31日付環自国第130号自然環境局長通知）」

また、「和歌山県風致地区内における建築等の規制に関する条例」、「和歌山市屋外広告物条例」により行為が規制されている地域については、これら条例との関係に留意すること。

行為の種類	取扱方針
1 工作物 (1) 建築物	<p>① 位置</p> <p>a 主要展望地及び海上の特に観光船やフェリー等の航路からの風致及び風景を損なうことのないよう留意する。</p> <p>b 海岸線に優れた松林を有している地区においては、原則として松林から海岸にかけては常設の建築物は設置しないこととする。</p> <p>② デザイン</p> <p>a 基本的な考え方</p> <p>奇抜な形態（円形、球形等）は避け、自然公園にふさわしい落ちついたデザインとする。</p> <p>b 屋根の形態</p> <p>特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とする。屋根勾配は3/10以上とするが、著しい急勾配の屋根は避ける。ただし、同一敷地内の母屋付帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物にあってはこの限りではない。</p>

	<p>c 屋根の色彩 焦げ茶色（着色の処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑色（緑青のついた銅板葺を含む。）又は暗灰色とする。</p> <p>d 壁面の色彩 茶系統、グレー系統、ベージュ系統色又は木材、石材等を使用する場合は素材色も可とする。</p> <p>③ 修景緑化 建築物の新築に伴う木竹の伐採は最小限とし、できる限り樹木の保存に努めることとする。必要な場所については別記1「修景緑化指針」により修景緑化を行う。</p>
(2) 道路	<p>① 基本方針 主要展望地及び海上特に観光船やフェリーの航路からの風致及び風景を著しく改変しないものとする。</p> <p>② 法面 長大な切土又は盛土法面の造成は避けるものとし、緑化可能な場所は緑化する。なお、切土法面のモルタル吹き付けは認めないこととするが、安全確保上やむを得ないと判断される場合はこの限りではない。ただし、この場合においても可能な限りツル性植物等により緑化するものとする。</p> <p>③ 防護柵等 ガードケーブル、ガードレール、落石防止柵、落石防護ネット等の色彩は原則として亜鉛メッキ仕上げ又は灰色若しくは焦げ茶色とする。</p> <p>④ 摊壁 自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、公園利用者から見えない場所にあってはこの限りではない。</p> <p>⑤ 廃道敷・工事跡地の整理 廃道敷、工事跡地は速やかに整理し、待避所等に活用される</p>

	<p>場合を除き速やかに別記1「修景緑化指針」により修景緑化を行う。</p> <p>⑥ 残土処理 残土は原則として公園外に搬出処理する。 ただし、国立公園内において許可を得た、又は届出を行った行為に流用する場合はこの限りでない。</p>
(3) 鉄塔、アンテナ	<p>① 基本方針 原則として特別地域内の設置を避ける。ただし、公益上の必要性からやむを得ず公園内に設ける場合はその必要性、位置、規模等について十分検討し、次の要件に適合するものとする。</p> <p>② 位置</p> <ul style="list-style-type: none"> a 主要展望対象又は、主要展望方向の風致及び風景を阻害する位置は避ける。 b 主要利用地点から極力望見されない位置とする。 <p>③ 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> a 林内においては原則として焦げ茶色とする。ただし、やむを得ず稜線を超える場合は、亜鉛メッキ仕上げ又は灰色とする。 b 航空障害対策は塗色でなく、標識灯の設置によるものとする。
(4) 電柱	<p>① 位置 主要展望対象、主要展望方向の風致、風景を阻害する位置は避ける。</p> <p>② 色彩 原則として木柱、コンクリート柱及び鋼管柱はそのままの色とする。ただし、風致及び風景の保全上必要な場所においては、コンクリート柱及び鋼管柱は焦げ茶色とする。</p>

	<p>③ 共架</p> <p>電力及び電話線が並行する場合は共架を原則とする。</p> <p>④ 地下埋設</p> <p>利用者が多く特に風致、風景を保護する必要性の高い場所にあっては、可能な限り地下埋設とする。</p> <p>⑤ 広告物</p> <p>営業広告物の掲出は認めない。</p>
(5) 砂防、治山施設	<p>① 位置</p> <p>主要展望地や、海上からの風致及び風景を著しく改変しないこと。特に新設の場合は、事前にその必要性、風致及び風景上の支障、利用動線への影響等を十分検討する。</p> <p>② デザイン</p> <p>自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、公園利用者から見えない場所にあってはこの限りではない。落石防護柵については、亜鉛メッキ仕上げまたは灰色もしくは焦げ茶色に塗装する。</p> <p>③ 資材搬入路等の工事に係る仮工作物</p> <p>必要最小限の規模とし、風致及び風景上支障のない位置とすること。</p>
(6) 海岸保全施設	<p>① 位置</p> <p>自然海岸への設置は認めない。ただし災害が発生し、放置すればさらに被害が広がることが明らかな場所についてはこの限りではない。</p> <p>② 色彩</p> <p>公園利用者の目につきやすい場所にあっては、自然石又は自然石に模した表面仕上げとするか、セメント顔料を混ぜる等の着色を行い、風致及び風景上の支障の軽減を図る。</p>

	<p>③ 資材搬入路等の工事に係る仮工作物 必要最小限の規模とし、風致及び風景上支障のない位置とすること。</p>
(7) 海岸環境整備事業 施設	<p>① 基本方針 第2、3種特別地域内の自然海岸への設置については、災害若しくは侵食を受けている、又は受けるおそれがある極めて大きい場合であって、他の方法によっては、防災の目的を達成することができない場合以外は原則として認めない。 設置する場合は下記に留意すること。 a 埋立てを伴わないものであること。 b 離岸堤は原則として潜堤とすること。ただし、防災の目的を達成するために必要な場合はこの限りではない。 c 突堤は原則として潜堤とする。ただし、防災の目的を達成するために必要な場合はこの限りではない。また、原則として自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、公園利用者から見えない場所にあってはこの限りではない。</p> <p>② 資材搬入路等の工事に係る仮工作物 必要最小限の規模とし、風致及び風景上支障のない位置とすること。</p>
2 木竹の伐採	<p>① 基本方針 森林の施業については、「自然公園区域における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」を基本とし、地域の風致及び風景に配慮した施業とする。</p>
3 広告物の設置	<p>① 基本方針 色彩、デザイン等が周辺の風致及び風景と調和するよう、取扱いを以下のとおりとする。</p>

	<p>② 営業用広告物（和歌山市屋外広告物条例における自家用広告物及びその他の広告物のうち、営業の用に供されるもの）</p> <p>使用する色彩は、白、黒、緑、青及び茶系色のうち、3色以内でできる限り落ち着いた色調とする。和歌浦・雜賀崎地区については著しく周辺の風致及び風景と不調和でない範囲において上記以外の色も可とするが、できる限り落ち着いた色調とし、色数は最小限とする。</p> <p>③ 指導標識、地区案内板</p> <ul style="list-style-type: none"> a 乱立を避けるため統合するとともに、規模も必要最小限とする。また、色彩は焦げ茶色に白文字を基本とし、できる限りデザインを統一する。和歌浦・雜賀崎地区については著しく周辺の風致及び風景と不調和でない範囲において焦げ茶色に白文字以外も可とするが、できる限り落ち着いた色調とし、色数は最小限とする。 b 案内図に白色以外の色を使用する場合も、必要最小限度の使用にとどめる。
4 水面の埋立て	<p>① 基本方針</p> <p>海面と一体となって優れた風致及び風景を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の風致、風景の重要な要素を成すものであるので、適正な保護を図るため水面の埋立てについては、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>② 特別地域及びその地先水面の埋立て</p> <ul style="list-style-type: none"> a 原則として許可しないものとする。ただし、次の場合にあってはこの限りではない。 ア 地域住民の生活上必要なもの及び農業又は漁業の用に供されるものであって必要性が高く、かつ他に適地がないと認められる場合。 イ 既に人工海岸又は半自然海岸になっていて、その地先で養浜を行う等、自然風景の回復を目的とする場合。 ウ 陸上部に人工的施設が多数密集するなど、自然状態が著しく改変されている場合。

	<p>b 予め十分な環境影響調査を実施する。 c 水質汚濁防止膜の設置を図る等施工方法に十分配慮する。</p>
5 その他	<p>マリーナは、工作物及び水面の埋立て取扱方針によるほか、別記3「瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針」のとおりとする。</p>

(2) 普通地域に係る取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下表の取扱方針によって指導を行う。

- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領について」(平成15年3月31日付環自国第130号自然環境局長通知)
- ・「国立公園普通地域内における措置命令に関する処理基準について」(平成13年5月28日付環自国第212号自然保護局長通知)

行為の種類	取扱方針
1 工作物 (1) 海岸保全施設	第3・1・(6)に準じた取扱いとする。
(2) 海岸環境整備事業 施設	<p>普通地域の自然海岸への設置については、災害又は侵食を受けているか、受けけるおそれが極めて大きい場合であって、他の方法によっては、防災の目的を達成することができない場合以外は原則として認めない。</p> <p>設置する場合は下記に留意すること。</p> <p>a 埋立てを伴わないものであること。</p> <p>b 離岸堤は原則として可能な限り潜堤とすること。ただし、防災の目的を達成するために必要な場合はこの限りではない。</p> <p>c 突堤は原則として潜堤とする。ただし、防災の目的を達成するために必要な場合はこの限りではない。また、原則として自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、公園利用者から見えない場所にあってはこの限りではない。</p>
2 水面の埋め立て	別記2「瀬戸内海国立公園普通地域(海域)内水面の埋立て取扱い上の留意事項」のとおりとする。
3 その他	マリーナは工作物、水面の埋立て取扱方針によるほか、別記3「瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針」のとおりとする。

2 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領（平成15年3月31日付環自国第131号
自然環境局長通知）」によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	取扱方針
1 宿舎	<p>① 基本方針 新設、建て替えの場合は、主要展望地及び海上の特に観光船やフェリー等の航路からの風致及び風景を著しく改変しないよう留意する。 なお、宿舎事業として判断する基準は、宿泊の用に供する建物のうち次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 旅館業法による許可を得たもの、又は得る見込みのあるもの。 イ 宿泊収容力が40名以上のもの。</p> <p>② 位置 できる限り急斜面を避けるとともに落石、土砂崩れ等がないよう十分配慮した位置とする。</p> <p>③ 高さ 建築物（高架水槽、昇降機等建築物の管理又は機能上特に必要と認められるものを除く。）の高さは25m以下とする。 既に25mを超える建築物の増築の場合は、地上部分の最低部と増築部分の最高部の高さの差を25m以下とする。</p> <p>④ デザイン a 基本的な考え方 奇抜な形態（円形・球形等）は避け、自然公園にふさわしい落ちついたデザインとする。</p>

	<p>b 屋根の形態</p> <p>切妻、寄棟、もしくは入母屋等の3/10以上の勾配屋根を原則とするが、著しい急勾配の屋根は避ける。ただし、同一敷地内の宿舎付帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物にあってはこの限りではない。</p> <p>ただし、現在勾配屋根でない建築物の増改築については、上記勾配屋もしくは飾り屋根の設置を指導する。</p> <p>c 屋根の色彩</p> <p>屋根あるいは飾り屋根については、焦げ茶色（着色の処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑色（緑青のついた銅板葺を含む。）又は暗灰色とする。</p> <p>d 壁面の色彩</p> <p>茶系統、グレー系統、ベージュ系統又は木材、石材等を使用する場合は素材色も可とする。</p> <p>⑤ 修景緑化</p> <p>必要な場所については別記1「修景緑化指針」により修景緑化を行う。</p>
2 園地	<p>① 基本方針</p> <p>海浜、樹林地、展望地などの各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等、人と自然とのふれあいが高まるよう配慮する。</p> <p>② 付帯施設の取扱い</p> <p>a 休憩舎、展望施設、便所等の付帯施設は、利用性及び管理面を考慮し、適正に配置する。</p> <p>b 自然に対する理解を深めるとともに利用の効果を高めるため、案内解説板、指導標等を適切に配置する。</p> <p>c 展望施設等の特別な用途を除き、建築物の屋根は勾配屋根とし、自然と調和したデザインとする。また、施設の規模は過大にならないよう留意する。</p> <p>d 展望施設については、立地条件を生かすことにより、できる限り平屋建てとする。</p>

	<p>e 周辺の自然環境及び利用状況等を踏まえ、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行うものとする。</p> <p>③ 管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> a 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全を図る。 b くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰りを推進する。 c 園路、広場の草刈り、園地内のトイレ等の清掃を定期的に実施し、快適な利用が図られるよう努める。 d 必要な箇所については、適切な方法により通景線の確保を行う。
3 野営場	<p>① 基本方針</p> <p>海浜地、山間部等各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝や海浜利用等人と自然とのふれあいが高まるように配慮する。</p> <p>② 施設の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> a 施設については環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置する。また、既存施設についても補修や清掃を実施することにより、快適環境が保持されるよう配慮する。 b 建築物のデザインは「1宿舎④」に準ずる。

4 道路（車道）	<p>① 基本方針 主要展望地及び海上特に観光船やフェリーの航路からの風致及び風景を著しく改変しないものとする。</p> <p>② 法面 長大な切土又は盛土法面の造成は避けるものとし、緑化可能な場所は緑化する。なお、切土法面のモルタル吹き付けは認めないこととするが、安全確保上やむを得ないと判断される場合はこの限りではない。ただし、この場合においても可能な限りツル性植物等により緑化するものとする。</p> <p>③ 防護柵等 ガードケーブル、ガードレール、落石防止柵、落石防護ネット等は原則として亜鉛メッキ仕上げとするか、又は色彩を灰色若しくは焦げ茶色とする。</p> <p>④ 擁壁 自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、公園利用者から見えない場所にあってはこの限りではない。</p> <p>⑤ 廃道敷及び工事跡地の整理 廃道敷及び工事跡地は速やかに整理し、待避所等に活用される場合を除き速やかに別記1「修景緑化指針」により修景緑化を行う。</p> <p>⑥ 残土処理 残土は原則として公園外に搬出処理する。 ただし、国立公園内において許可を得た、又は届出を行った行為に流用する場合はこの限りでない。</p>
----------	--

5 道路（歩道）	<p>① 基本方針</p> <p>路線は、単に最短距離で目的地に至るものではなく、興味対象を有効につなぎ、沿線の自然に親しむことのできるルートとする。</p> <p>② 付帯施設の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> a 簡易休憩所、便所、案内解説板等の施設は、利用及び管理面を考慮し、適正に配置する。 b 施設の規模は過大にならないようにし、周辺の自然と調和したデザインとする。 <p>③ 管理方針</p> <p>くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみ持ち帰りを推進する。また、危険箇所の点検、草刈、清掃等を定期的に実施する。</p> <p>④ 通景線の確保</p> <p>展望の優れた路傍広場等については、適切な方法により通景線の確保に配慮する。</p>
----------	--

3. 違反の未然防止

違反の未然防止や早期発見、指導に当たっては、「和歌山県風致地区内における建築等の規制に関する条例」、「和歌山市屋外広告物条例」、廃棄物対策等を所管する和歌山市と連携を図る。

第4 地域の開発、整備に関する事項

1 各地区の整備方針

加太・友ヶ島地区

当該地区は、都市近郊の身近な自然を体験する場として、園地、野営場等の充実及び老朽化施設の再整備を図ることを目標とする。ただし、地ノ島については自然環境の保全に努めることとし、施設の整備を行う場合には、エコツアーや等の保全的な利用に必要な最低限度の整備について今後検討する。

和歌浦・雜賀崎地区

当該地区は、宿泊施設を中心として周辺の散策等自然とふれあう施設の整備を図るものとする。

2 リゾート開発との調整

当地域は総合保養地域整備法に基づき、平成2年12月18日に承認された和歌山県の「^{また}燐黒潮リゾート構想」の対象地域に含まれている。

リゾート施設の整備に当たっては、自然環境の保全に留意するとともに、国立公園の快適な利用に著しい影響を及ぼすような行為は避け、公園計画、自然公園法施行規則第11条及び当管理計画の範囲で、調整を図るものとする。

3 一般公共事業との調整

地域の生活産業基盤となる道路、港湾、漁港、治山、砂防等の事業と、国立公園の計画との調整を有効かつ円滑に進めるため、県等の公共事業部局に時間的余裕を持った事前の相談を呼びかけ、前年度末を目途に事前調整をはかる。

第5 土地及び事業施設の管理に関する事項

1 国有財産の管理

当該管理計画区内に存在する国有財産は、加太集団施設地区内の土地及び公園施設である。

土地は旧陸軍所有の財産を昭和39年に大蔵省から所管換えを受けて引き継いだものである。昭和38年に集団施設地区として開設して以来、所管地及び借地（和歌山市有地）に各施設を整備してきているが、老朽化が目立ってきたので現在再整備に取り組んでいる。

用地の一部は（財）休暇村協会に貸し出しており、休暇村協会による整備及び運営が行われている。

(1) 土地

- ・環境省所管地 432,426 m²
- ・借地（和歌山市有地） 39,100 m²

(2) 主な利用施設

整備年度	施設名	規模
昭和37年度	グラウンド休憩所（鉄筋コンクリート造）	66 m ²
昭和39年度	公衆便所（コンクリートブロック造）	22 m ²
昭和61年度	展望広場 あづまや（PC擬木）	19 m ²
	展望広場 レンガ歩道	611 m ²
平成2年度	駐車場（加太宿舎前）	1,736 m ²
平成4年度	駐車場 公衆便所（鉄筋コンクリート造・水洗）	36 m ²
平成5年度	野営場 テントサイト	2,200 m ²
	野営場 管理棟（鉄筋コンクリート造）	112 m ²
	野営場 炊事棟（木造）	27 m ²
	野営場 公衆便所（鉄筋コンクリート造・水洗）	47 m ²
	グラウンド 公衆便所（鉄筋コンクリート造・水洗）	33 m ²
平成7年度	駐車場（園地）	1,980 m ²

2 公園事業施設の管理

公園施設の老朽化や破損については、施設管理者は定期的に施設の点検を実施し、必要な対策を講じるものとする。

第6 利用者の指導に関する事項

1 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とのふれあい推進のための関係主体との連携

適正な利用を促進し、自然保護思想の普及啓発を図るため、関係行政機関、公園事業執行者、自然公園指導員及び地域で活動するNPOと連携を図り、自然とのふれあいの推進を図る。

- ・ 加太地区

従来から各団体により森林、自然海岸などの自然条件を生かした自然観察会が行われていることから、集団施設地区の園地、野営場等を活動拠点として活用するとともに、これらの団体との連携を図る。

- ・ 地ノ島地区

大都市近郊にありながら自然度の高い当該地域の特色を踏まえ、エコツアーや保全的な利用を検討する。

- ・ 沖ノ島地区

自然ふれあい行事の実施について、園地事業執行者の和歌山市や民間団体と連携し、自然解説、巡視及び清掃活動を行うことを検討する。

- ・ 和歌浦・雜賀崎地区

民間団体の活動との連携等を通じた都市近郊の身近な自然とのふれあい推進を今後検討する。

(2) 自然解説パンフレットの作成

公園利用者が自然に対し興味を持つよう自然探勝用のガイドマップ及びセルフガイド方式による自然解説冊子を関係機関と協力して作成する。

2 監視、指導

国立公園の適正な利用に著しい影響を及ぼすような行為については、関係機関との連携を図り、監視体制の強化や行為者への指導に努める。

3 利用者の安全対策

海水浴利用に加えてマリンスポーツ等の利用が増加しているため、海水浴利用者への安全確保を十分図るよう管理者を指導する。

第7 地域の美化修景に関する事項

1 美化清掃

(1) くずかごの管理

くずかごは、十分な管理及び回収が可能でかつ利用上必要不可欠な場所以外は設置しないものとする。

(2) 公園施設の管理

公園施設は、公園のイメージにつながるものであり、快適な利用を維持するため、清掃体制の強化に努めるよう各管理者を指導する。

(3) 普及啓発

クリーンハイキング等を実施し、市民に清掃活動への参加を呼びかけるとともにごみ持ち帰り運動の普及啓発を図る。

(4) 車道沿線の清掃

車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう、各管理者に要講するとともに、必要に応じて関係行政機関で合同パトロールを実施し、不法投棄の防止を呼び掛ける。

(5) 海洋の汚染防止

釣客等の利用者によるごみの散乱や、海へのごみ投棄等海洋を汚染し、利用者に不快感を与える行為が後を絶たないので、ごみ持ち帰りのPR、巡回、制札の設置、関係団体の指導等について関係機関と協議する。

2 野立広告物の取扱い

国立公園の風致、風景及び快適な利用環境を守るために、県及び市と協力して野立広告物の追放を図る。

第8 各種団体との連携に関する事項

関係行政機関、民間団体及び地域住民との連携のもと、国立公園管理の充実を図る。

上記を目的として、近畿地方環境事務所は、関係行政機関及び関係団体と適宜連絡会議を開催し、次の事項について連絡及び調整を行う。

- ア 国立公園行政と地域行政との連絡調整に関する事項
- イ 国立公園計画及び事業決定等に関する事項
- ウ 公園施設の整備及び公園事業の執行に関する事項
- エ 風致及び景観の管理に関する事項
- オ 公共事業等の取扱いに関する事項
- カ 美化清掃活動の推進に関する事項
- キ 自然とのふれあいの推進に関する事項

第9 その他

以上各項目に従って管理の方針を述べてきたが、そのほか次の点にも留意して今後とも適正な公園管理を行うものとする。

- (1) 許認可手続きの迅速化と、問題のある事案についての早期連絡調整を図る。
- (2) 自然公園法の規制の周知に努める。
- (3) 文化財、県条例等関係法令との齟齬が生じないよう、他機関との調整を図る。

(参考資料：関係法令等一覧参照)

<関係資料>

別記1 修景緑化指針

各種行為に伴い緑化が必要となった箇所については、国立公園の風致及び風景を損なうことがないよう以下の点に留意のうえ、速やかに修景緑化を行うよう行為者を指導する。

(1) 支障木の移植

工事に当たっては、可能な限り既存樹木を保存するものとするが、やむを得ず支障木が生じる場合には、極力これを移植するものとする。

(2) 裸地の緑化

工事に伴いやむを得ず生じた裸地は、土地利用上や防災上特に支障のない限り、樹木により緑化する。

(3) 道路等の法面については、特に次の事項を留意する。

- ア 道路を新設する場合は、既存の樹木はできる限り残すものとし、移植可能な樹木は移植する。また、大径木の樹木がある場所では道路線形の変更も検討する。
- イ 道路沿いの空地は郷土産の植物により緑化する。
- ウ 道路法面が大きい場所では、法面を数段に分けて犬走りを設け、犬走りには低木を植栽する。また、法面又は擁壁と道路の間には可能な限り空地を設け、郷土産の草本又は低木を植栽する。

(4) 建築物等の工作物の周辺については、特に次の事項を留意する。

- ア 建築物等の周辺に修景が必要な場合には、建築物の前面及び周辺に草本と低木を植栽する。
- イ 建築物の敷地境界には、できる限り生け垣を用いるか、フェンス等を使用する場合は、つる性植物等により緑化する。

(5) 緑化に使用する草本類

急な法面等樹木による緑化が困難な場所では、原則としてノシバ、ヨモギ、ススキ、メドハギ等の郷土産の植物を混合して使用するものとするが、これによることが著しく不合理な場合には、洋芝類及び牧草類の使用も可とする。

(6) 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景植栽等においては別表「瀬戸内海国立公園和歌山県地域に適する修景植栽樹種の一覧表」を参考とし、できるだけ郷土産の植物による緑化を行うよう行為者を指導するものとする。

高木－1

樹種	生育	土湿	陽陰	樹高 m	葉	花	紅葉	耐塩	備考
アカマツ	速い	乾	○×	30	常緑				
アカメガシワ	速い	普通	○×	15	夏緑				
アキニレ	速い	湿	○×	15	夏緑			○	
アベマキ	速い	普通	○×	15	夏緑				
アラカシ	速い	普通	○○	20	常緑			○	
イスノキ	普通	乾	○○	20	常緑	○4~5月		○	
イヌマキ	遅い	乾	○○	25	常緑			○	果実可食
イブキ	遅い	乾	○×	20	常緑			○	ナシの赤星病菌宿主
ウバメガシ	遅い	乾	○○	10	常緑			○	
ウラジロノキ	速い	乾	○×	15	夏緑		○		赤色果実
エノキ	速い	普通	○×	25	夏緑				果実可食
オガタマノキ	普通	普通	○○	15	常緑	○3~4月			
カクレミノ	普通	普通	×○	10	常緑			○	
カゴノキ	普通	普通	○○	15	常緑				
カラスザンショウ	速い	普通	○×	15	夏緑				刺有り
クサギ	速い	普通	○×	10	夏緑	○7~9月			
クスノキ	速い	普通	○×	25	常緑				
クロガネモチ	遅い	湿	○○	20	常緑				赤色果実
クロバイ	遅い	普通	○○	10	常緑	○4~5月			
クロマツ	速い	乾	○×	30	常緑			○	
コナラ	速い	普通	○×	25	夏緑		○		赤色果実
サカキ	普通	普通	○○	10	常緑	○5~6月			
ザイフリボク	速い	乾	○×	10	夏緑	○4~5月			果実可食
シラカシ	速い	普通	○○	20	常緑			○	
シロダモ	普通	普通	○○	15	常緑				赤色果実
タラヨウ	普通	普通	○○	10	常緑				
ツブラジイ	遅い	普通	○○	25	常緑			○	果実可食

高木一2

樹種	生育	土温	陽陰	樹高 m	葉	花	紅葉	耐 塩	備考
ナナメノキ	普通	普通	○ ○	10	常緑				赤色果実
ナラガシワ	速い	普通	○ ×	20	夏緑				
ネズミサシ	遅い	乾	○ ×	10	常緑			○	
ネズミモチ	速い	普通	○ ○	10	常緑			○	
ネムノキ	速い	普通	○ ×	15	夏緑	○6~7月		○	
ノグルミ	普通	普通	○ ×	10	夏緑				
ハゼノキ	速い	普通	○ ×	15	夏緑		○		かぶれる
ヒイラギ	遅い	普通	○ ○	10	常緑	○10月		○	
ヒメユズリハ	普通	普通	○ ○	10	常緑			○	有毒
ビワ	普通	普通	○ ×	10	常緑	○12~1月			果実可食
マテバシイ	速い	普通	○ ×	10	常緑			○	果実可食
マルバアオダモ	速い	乾	○ ×	10	夏緑	○4~5月			
ムクノキ	速い	普通	○ ×	25	夏緑		○	○	
モチノキ	遅い	普通	○ ○	20	常緑			○	赤色果実
モッコク	遅い	普通	○ ○	10	常緑	○7月			果実赤熟裂開
ヤブツバキ	遅い	普通	○ ○	10	常緑	○12~3月		○	
ヤブニッケイ	普通	普通	○ ○	15	常緑				
ヤマザクラ	速い	普通	○ ×	25	夏緑	○4月			果実可食
ヤマモモ	普通	普通	○ ×	20	常緑				果実可食
リョウブ	普通	普通	○ ×	15	夏緑	○7~8月			
リンボク	普通	普通	○ ○	10	常緑				

低木一 1

樹種	生育	土温	陽陰	樹高 m	葉	花	紅葉	耐 塩	備考
アオキ	速い	温	○ ○	4	常緑			○	赤色果実
アセビ	遅い	普通	○ ○	3	常緑	○3~5月			有毒
イヌザンショウ	速い	普通	○ ×	2	夏緑				刺有り
イヌツゲ	普通	普通	○ ○	5	常緑			○	
イヌガシ	遅い	普通	○ ○	7	常緑	○2月			
イボタノキ	速い	普通	○ ×	2	夏緑	○5~6月		○	
カナメモチ	速い	普通	○ ○	7	常緑	○5月			赤色果実
カマツカ	遅い	普通	○ ×	5	夏緑	○4~5月			赤色果実
ガマズミ	速い	普通	○ ×	3	夏緑	○5月			果実可食
カンコノキ	普通	普通	○ ×	5	夏緑				刺有り
クスドイグ	遅い	普通	○ ×	5	常緑				刺有り
クチナシ	普通	普通	○ ○	2	常緑	○6~7月			黄赤色果実
コマユミ	普通	普通	○ ×	4	夏緑		○		果実裂開、種子赤
ゴンズイ	普通	普通	○ ×	7	夏緑		○		果実赤熟裂開
シキミ	遅い	普通	○ ○	4	常緑	○3~4月			有毒
シャシャンボ	遅い	普通	○ ○	3	常緑				果実可食
シャリンバイ	遅い	普通	○ ○	2	常緑	○5~6月		○	
ジャケツイバラ	速い	普通	○ ×	-	夏緑	○4~5月			刺有り
ソヨゴ	速い	普通	○ ○	5	常緑				赤色果実
タイミンタチバナ	普通	普通	○ ○	6	常緑	○3~4月			
チャ	遅い	普通	○ ○	2	常緑	○10~11月			
テリハノイバラ	速い	普通	○ ×	-	夏緑	○5月			刺有り、赤色果実
トベラ	普通	乾	○ ×	4	常緑	○5~6月			種子赤色
ナツハゼ	普通	乾	○ ×	3	夏緑	○5~6月			果実可食
ナワシログミ	普通	普通	○ ×	3	常緑	○10~11月			果実可食
ニワトコ	速い	普通	○ ×	3	夏緑				
ネジキ	遅い	普通	○ ×	6	夏緑	○6~7月			
ノイバラ	普通	普通	○ ×	-	夏緑	○5月			刺有り

低木－2

樹種	生育	土湿	陽陰	樹高 m	葉	花	紅葉	耐 塩	備考
ハマヒサカキ	遅い	普通	○×	4	常緑			○	
ヒサカキ	遅い	普通	○○	4	常緑			○	
マサキ	速い	普通	○×	5	常緑			○	種子赤色
マユミ	普通	普通	○×	6	夏緑		○		種子赤色
マルバウツギ	速い	普通	○×	2	夏緑	○4~5月			
マルバハギ	速い	普通	○×	2	夏緑	○8~10月			
マンリョウ	普通	普通	○○	1	常緑	○7月			果実(赤・黄・白)
ムラサキシキブ	速い	普通	○×	2	夏緑	○6月			果実紫
モチツツジ	普通	普通	○×	2	常緑	○4~5月			
ヤツデ	普通	湿	○○	2	常緑	○1月			
ヤブコウジ	遅い	普通	○○	0.2	常緑				赤色果実
ヤブムラサキ	速い	湿	○○	2	夏緑	○6月			果実紫
ヤマコウバシ	普通	普通	○○	4	夏緑				
ヤマツツジ	遅い	乾	○×	2	半常緑	○4月			

別記2 濑戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱い上の留意事項

瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立てについては、以下の各事項に留意して取扱うものとする。

1 埋立理由に関する事項

当該地以外ではその目的を達成することが困難なもので、次の各事項のいずれかに該当すること。

- (1) 地域住民の日常生活に必要なもの。
- (2) 港湾あるいは漁港関連施設の整備に必要なもの。
- (3) 地域の社会・経済的理由から計画されたもので必要性が認められるもの。
- (4) 災害防止のため埋立て以外に方法がないもの。

2 埋立位置に関する事項

- (1) 次に示す地区等の地先を極力避けた位置であること。
 - ① 特別地域（その周辺を含む）
 - ② 自然海岸
- (2) 野生生物の保護上重要な干潟や浅海等に影響を及ぼさない位置であること。
- (3) 主要な展望地から見て、風景の保護上著しく支障とならない位置であること。

3 環境・風景の保全に関する事項

- (1) 埋立ての規模及び形状が適切であること。
- (2) 埋立地の利用計画が明らかにされているものであって、その内容が適切であること。
- (3) 埋立地に設置される工作物の規模、形態等が、周囲の風景と調和するものであること。特に、リゾート開発に伴う施設、高層建築物、巨大工作物等の風景に与える影響が大きいものについては慎重に取り扱うこと。
- (4) 必要に応じ、埋立地に十分な緑化が計画されていること。
- (5) 埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合及び堆砂・堆砂等による隣接海岸への影響の度合が軽微であること。
- (6) 周辺の海水浴場等に与える影響が軽微であること。
- (7) 埋立工事に伴う濁水が周辺海域へ拡散しない工法がとられていること。

4 その他

「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年5月9日瀬戸内海環境保全審議会答申）の内容に合致したものであること。

別記3 瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針

国立公園内のマリーナについては「国立公園事業取扱要領」、「自然公園法施行規則」第11条、「国立公園内普通地域内における措置命令等に関する処理基準」によるほか次によつて取り扱う。

- 1 マリーナとは、主としてプレジャー・ボート（ヨット、モーター・ボート等）を係留、保管するための施設（桟橋、艇庫等）をいい、一体として整備される防波堤、給油施設、修理工場、休憩施設等の関連施設を含むものとする。
- 2 公園計画に適合するマリーナは公園事業として決定し、執行するよう指導する。
- 3 公園事業以外のマリーナについては、次のとおり。
 - (1) 次の地域においては原則として認めない。
 - ① 特別保護地区、海中公園地区及び第1種特別地域
 - ② 貴重な自然的性質を有する地域のうち①に準じた取扱いをする必要があると認められる地域
 - ③ ①及び②の地先及び周辺の海域
 - (2) (1)以外の特別地域にかかるマリーナについては、次の各号の要件に適合場合は原則として認めない。
 - ① 自然海岸の埋立てをしない等風致の保護上著しい支障とならないものであること。
 - ② 自然海岸以外の埋立てについては最小限とし係留施設の規模が過大でないこと。
 - ③ 国立公園の主要展望地から展望する場合の著しい防げにならないこと。
 - ④ 船舶の陸上保管場所や付帯施設は可能な限り既存陸上部に設けること。
 - ⑤ 船舶の陸上で保管は、最小限とすること。
 - ⑥ 野生動植物の生息及び生育に重大な影響を及ぼさないものであること。
 - ⑦ 海水浴場等への影響が軽微であること。
 - (3) 普通地域のみにかかるマリーナについては、(2)の各号の要件を満たすよう指導する。

別記4 関係法令等一覧

法令名	規制概要	県・市担当課
瀬戸内海環境保全特別措置法	*排水処理施設の設置規制等 *自然海浜保全指定地区における行為の届出等	【県】環境生活部環境政策局 環境管理課 【市】生活環境部環境政策課
公有水面埋立法	*公有水面埋立ての免許制度 (環境保全への配慮等)	【県】国土整備部港湾空港振興局管理整備課 他
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	*特別保護地区における行為規制	【県】環境生活部環境政策局 環境生活総務課
文化財保護法	現状変更等の制限 [国指定・名勝] [国指定・天然記念物]	【県】教育委員会文化遺産課 【市】教育委員会教育文化部 文化振興課
建築基準法	*建築物の規模・形態等の制限	【県】国土整備部都市住宅局 都市政策課 【市】都市計画部建築指導課
屋外広告物法 (屋外広告物条例)	*広告物の掲出禁止・制限	【県】国土整備部都市住宅局 都市政策課 【市】都市計画部都市計画課
都市計画法	*市街化・市街化調整区域における建築物等の制限	【県】国土整備部都市住宅局 都市政策課 【市】都市計画部都市計画課
森林法	*林地開発許可・保安林内行為制限・森林計画伐採届出	【県】農林水産部緑の雇用推進局林業振興課

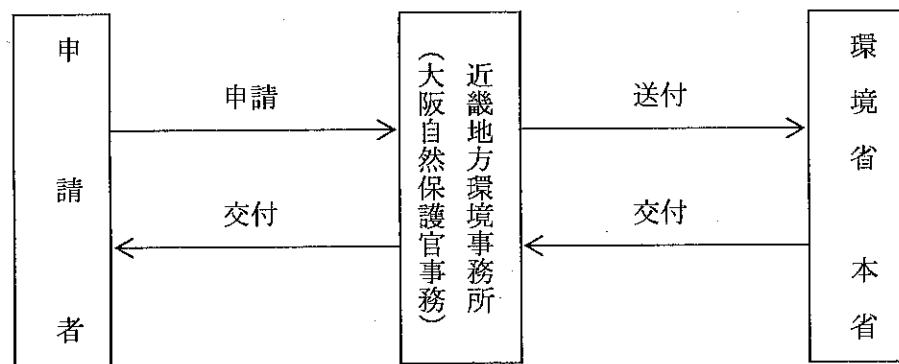
海岸法	*海岸保全区域内の行為等の制限	【県】県土整備部港湾空港振興局管理整備課
港湾法	*港湾区域内の行為等の制限	【県】県土整備部港湾空港振興局管理整備課
漁港法	*漁港区画内の行為等の制限	【県】県土整備部港湾空港振興局漁港課
道路法	*道路の占用等の制限	【県】県土整備部道路局道路保全課 【市】建設部道路管理課
農地法	*農地の用途変更	【県】農林水産部農業政策局農林水産総務課
宅地造成等規制法	*宅地造成による土地形質変更	【県】県土整備部都市住宅局都市政策課 【市】都市計画部開発指導課
国土利用計画法	*1ha以上の土地の開発行為	【県】県土整備部都市住宅局都市政策課 他 【市】企画部企画課
採石法	*採石業に関する制限	【県】県土整備部河川・下水道局砂防課

鉱業法	*鉱業権設定・制限	【県】商工労働部商工労働総務課
温泉法	*掘削・動力装置設置許可	【県】環境生活部環境政策局 環境生活総務課
水道法	*自家用水道等(100人以上) の水質・施設基準	【県】環境生活部環境政策局 食品安全企画課
水質汚濁防止法	*排水処理に関する規制	【県】環境生活部環境政策局 環境管理課 【市】生活環境部環境政策課
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	*一般・産業廃棄物の処理施設 の設置	【県】環境生活部環境政策局 循環型社会推進課・廃 棄物対策課 【市】生活環境部産業廃棄物 課・一般廃棄物課
旅館業法	*新改増築等に伴う営業許可	【県】環境生活部環境政策局 生活衛生課 【市】保健所
消防法	*消防設備・危険物貯蔵取扱等 の規制	【県】総務部危機管理局消防 保安課 【市】消防局予防課
食品衛生法	*旅館・一般飲食営業許可	【県】環境生活部環境政策局 生活衛生課 【市】保健所

別記5 許認可申請書決裁ルート

(所長専決にかかるものは地区事務所まで)

*申請（協議）書類提出部数：本庁決裁2部・所長専決1部提出



管理計画検討会名簿

検討員	奈良県立大学教授 西田 正憲（国立公園管理） 座長 和歌山大学教授 高須 英樹（植物） 和歌山大学教授 濱田 學昭（都市計画） 和歌山県教育研修センター所長 吉松 敏隆（地形・地質）
行政機関	和歌山県環境生活総務課 和歌山市まちづくり推進室観光課 和歌山市生活環境部環境政策課 和歌山市都市計画部都市計画課
事務局	環境省近畿地区自然保護事務所 (平成 17 年 10 月より近畿地方環境事務所)

検討経緯

年月日	内容
平成 17 年 2 月 9 日	現地調査、第 1 回検討会
平成 17 年 2 月 28 日	中央連絡会議
平成 17 年 3 月 7 日	第 2 回検討会
平成 18 年 2 月 14 日	自然環境局長承認 環自国発第 060214002 号